別添

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第１０７７号
令和８年１１月１７日

ＵＮＩ　ＳＯＵＮＤ株式会社
代表取締役　西薗　樹　殿

消費者庁長官　堀井　奈津子
（公印省略）

不当景品類及び不当表示防止法第７条第１項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「楽器の買取屋さん」と称する屋号で提供する楽器等の買取サービス（以下「本件役務①」という。）、「オーディオの買取屋さん」と称する屋号で提供するオーディオ等の買取サービス（以下「本件役務②」という。）及び「カメラの買取屋さん」と称する屋号で提供するカメラ等の買取サービス（以下「本件役務③」という。）の各役務（以下これらを併せて「本件３役務」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和３７年法律第１３４号。以下「景品表示法」という。）第５条の規定により禁止されている同条第１号又は第２号に該当する不当な表示を行っていたので、景品表示法第７条第１項の規定に基づき、次のとおり命令する。

１　命令の内容

⑴　貴社は、貴社が一般消費者に提供する本件３役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(ｱ)　貴社は、本件３役務を一般消費者に提供するに当たり、例えば、本件役務①について、「楽器の買取屋さん」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト①」という。）において、令和７年５月１日から同月１１日までの間、「楽器なんでも出張高価買取　壊れていても買取ます！」等と表示するなど、別表１「対象役務」欄記載の役務について、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、一般消費者が貴社による買取りを希望する楽器、オーディオ、カメラ等について、その状態等を問わず、何でも買い取るかのように示す表示をしていたこと。

(ｲ)　実際には、一般消費者が貴社による買取りを希望する楽器、オーディオ、カメラ等のうち、相当程度について、その状態等を理由に、買取りを行っていなかったこと。

イ(ｱ) a　貴社は、本件役務①及び本件役務②を一般消費者に提供するに当たり、例えば、本件役務①について、自社ウェブサイト①において、令和７年５月１日から同月８日までの間、「１週間限定！お早めに！　ゴールデンウィークＧＷ限定　買取金額３０％ＵＰ　５月１日～５月８日まで」と表示するなど、別表２「対象役務」欄記載の役務について、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同表「表示内容」欄記載の期間に一般消費者が本件役務①又は本件役務②の提供を申し込んだ場合には、３０パーセントの割増率を適用した買取価格で買い取るかのように表示していたこと。

b　実際には、ほとんど全ての場合において、３０パーセントの割増率を適用した買取価格で買い取っていなかったこと。

(ｲ) a　貴社は、本件役務③を一般消費者に提供するに当たり、「カメラの買取屋さん」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト③」という。）において、令和７年５月１日から同月１３日までの間、「３０％ＵＰ　プロの査定員だからできる３０％ＵＰキャンペーン！」と表示することにより、あたかも、一般消費者が本件役務③の提供を申し込んだ場合には、３０パーセントの割増率を適用した買取価格で買い取るかのように表示していたこと。

b　実際には、全ての場合において、３０パーセントの割増率を適用した買取価格で買い取っていなかったこと。

ウ(ｱ)　前記ア(ｱ)の表示は、前記ア(ｲ)のとおりであって、それぞれ、本件３役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

(ｲ)　前記イ(ｱ) a 及びイ(ｲ) a の表示は、それぞれ、前記イ(ｱ) b 及び前記イ(ｲ) b のとおりであって、本件３役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものであること。

⑵　貴社は、今後、本件３役務又はこれらと同種の役務の取引に関し、前記⑴ア及びイの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

⑶　貴社は、今後、本件３役務又はこれらと同種の役務の取引に関し、

ア　前記⑴ア(ｱ)の表示と同様の表示を行うことにより、当該役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

イ　前記⑴イ(ｱ)及び前記⑴イ(ｲ)の表示と同様の表示を行うことにより、当該役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

⑷　貴社は、前記⑴に基づいて行った周知徹底及び前記⑵に基づいてとった措置につい

て、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2　事実

⑴　ＵＮＩ　ＳＯＵＮＤ株式会社（以下「ＵＮＩ　ＳＯＵＮＤ」という。）は、横浜市中区新山下三丁目４番７号藤木企業新山下第一倉庫に本店を置き、古物の売買等の事業を行う事業者である。

⑵　ＵＮＩ　ＳＯＵＮＤは、本件３役務を自ら一般消費者に提供している。

⑶　ＵＮＩ　ＳＯＵＮＤは、本件３役務に係る別表１及び別表２「表示媒体」欄記載の表示媒体の表示内容を自ら決定している。

⑷ア(ｱ)　ＵＮＩ　ＳＯＵＮＤは、本件３役務を一般消費者に提供するに当たり、例えば、本件役務①について、自社ウェブサイト①において、令和７年５月１日から同月１１日までの間、「楽器なんでも出張高価買取　壊れていても買取ます！」等と表示するなど、別表１「対象役務」欄記載の役務について、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、一般消費者がＵＮＩ　ＳＯＵＮＤによる買取りを希望する楽器、オーディオ、カメラ等について、その状態等を問わず、何でも買い取るかのように示す表示をしていた。

(ｲ)　実際には、一般消費者がＵＮＩ　ＳＯＵＮＤによる買取りを希望する楽器、オーディオ、カメラ等のうち、相当程度について、その状態等を理由に、買取りを行っていなかった。

イ(ｱ)a　ＵＮＩ　ＳＯＵＮＤは、本件役務①及び本件役務②を一般消費者に提供するに当たり、例えば、本件役務①について、自社ウェブサイト①において、令和７年５月１日から同月８日までの間、「１週間限定！お早めに！　ゴールデンウィークＧＷ限定　買取金額３０％ＵＰ　５月１日～５月８日まで」と表示するなど、別表２「対象役務」欄記載の役務について、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同表「表示内容」欄記載の期間に一般消費者が本件役務①又は本件役務②の提供を申し込んだ場合には、３０パーセントの割増率を適用した買取価格で買い取るかのように表示していた。

b　実際には、ほとんど全ての場合において、３０パーセントの割増率を適用した買取価格で買い取っていなかった。

(ｲ)a　ＵＮＩ　ＳＯＵＮＤは、本件役務③を一般消費者に提供するに当たり、自社ウェブサイト③（別添写し８）において、令和７年５月１日から同月１３日までの間、「３０％ＵＰ　プロの査定員だからできる３０％ＵＰキャンペーン！」と表示することにより、あたかも、一般消費者が本件役務③の提供を申し込んだ場合には、３０パーセントの割増率を適用した買取価格で買い取るかのように

表示していた。

b　実際には、全ての場合において、３０パーセントの割増率を適用した買取価格で買い取っていなかった。

3　法令の適用

前記事実によれば、

⑴　ＵＮＩ　ＳＯＵＮＤは、自己の供給する本件３役務の取引に関し、それぞれ、本件３役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、これらの表示は、それぞれ、景品表示法第５条第１号に該当するものである。

⑵　ＵＮＩ　ＳＯＵＮＤは、自己の供給する本件３役務の取引に関し、それぞれ、本件３役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、これらの表示は、それぞれ、景品表示法第５条第２号に該当するものである。

⑶　前記⑴の行為及び前記⑵の行為は、それぞれ、景品表示法第５条の規定に違反するものである。

4　法律に基づく教示

⑴　行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第８２条第１項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第２条、第４条及び第１８条第１項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）　行政不服審査法第１８条第２項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

⑵　行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第４６条第１項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第１１条第１項及び第１４条第１項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注１）　行政事件訴訟法第１４条第２項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっ

ても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注２）　行政事件訴訟法第１４条第３項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表１

対象役務	表示媒体	表示期間	表示内容
本件役務①	自社ウェブサイト①	令和７年５月１日から同月８日までの間	・「楽器なんでも出張高価買取　壊れていても買取ます！」 ・「一般家庭にあるものからお店・音楽スタジオのも、なんでも買取対応いたしますので、迷われているなら一度お電話ください！」 ・「不要な楽器や汚れてしまった楽器など何でも高価買取致します。」 （別添写し１）
		令和７年５月９日から同月１１日までの間	同上 （別添写し２）
		令和７年５月１２日から同年６月４日までの間	・「一般家庭にあるものからお店・音楽スタジオのも、なんでも買取対応いたしますので、迷われているなら一度お電話ください！」 ・「不要な楽器や汚れてしまった楽器など何でも高価買取致します。」 （別添写し３）
		令和７年６月５日から同月１０日までの間	・「一般家庭にあるものからお店・音楽スタジオのも、なんでも買取対応いたしますので、迷われているなら一度お電話ください！」 （別添写し４）
本件役務②	「オーディオ買取専門店オーディオの買取屋さん」と称する自社	令和７年５月１日から同月８日までの間	・「Ｑ　壊れていても大丈夫ですか？　Ａ　はい、もし他店で断られてしまった壊れているオーディオであっても、高価買取させていただくことができますので、諦めずに当店にお問い合わせください。」 ・「不要なオーディオや汚れてしまったオーディオなど何でも高価買取致します。」 （別添写し５）

対象役務	表示媒体	表示期間	表示内容
	ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト②」という。）	令和７年５月９日から同月１２日までの間	同上 （別添写し６）
		令和７年５月１３日から同年６月１１日までの間	・「不要なオーディオや汚れてしまったオーディオなど何でも高価買取致します。」 （別添写し７）
本件役務③	自社ウェブサイト③	令和７年５月１日から同月１３日までの間	・「カメラなんでも出張高額買取　壊れていても買取ます！」 ・「最後まで諦めない　壊れていても買取いたします！ジャンク品、フィルムカメラ大歓迎！！」 ・「壊れていても買取ＯＫ」 ・「不要なカメラや汚れてしまったカメラなど何でも高価買取致します。」 （別添写し８）
		令和７年５月１４日から同年６月１０日までの間	・「カメラなんでも出張高額買取　壊れていても買取ます！」 ・「壊れていても買取ＯＫ」 ・「不要なカメラや汚れてしまったカメラなど何でも高価買取致します。」 （別添写し９）
		令和７年６月１１日	・「壊れていても買取ＯＫ」 ・「不要なカメラや汚れてしまったカメラなど何でも高価買取致します。」 （別添写し１０）

別表２

対象役務	表示媒体	表示期間	表示内容
本件役務①	自社ウェブサイト①	令和７年５月１日から同月８日までの間	・「１週間限定！お早めに！　ゴールデンウィークＧＷ限定　買取金額３０％ＵＰ ５月１日～５月８日まで」 （別添写し１）
		令和７年５月９日から同月１１日までの間	・「１週限定！　９日から１５日まで！！　買取金額が３０％ＵＰ」 （別添写し２）
本件役務②	自社ウェブサイト②	令和７年５月１日から同月８日までの間	・「１週間限定！お早めに！　ゴールデンウィークＧＷ限定　買取金額３０％ＵＰ ５月１日～５月８日まで」 （別添写し５）
		令和７年５月９日から同月１２日までの間	・「１週限定！　９日から１５日まで！！　買取金額が３０％ＵＰ」 （別添写し６）